

<AIPPI セミナー開催報告>

AIPPI・JAPAN 知財セミナー

証拠収集メカニズムおよび終局的差止命令

—ドイツ、オランダ、フランス、英国、ロシアにおける最近の動向、実務的な戦略、各国間の比較—

1) 開催日時：2019年7月4日（木）13：30～17：00

2) 会場：金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス 13階 1301 講義室

3) 講演者：

Hogan Lovells

Dr. Andreas von Falck（Partner、Hogan Lovells Düsseldorf、ドイツ弁護士）

Mr. Bert Oosting（Partner、Hogan Lovells Amsterdam、オランダ弁護士）

Mr. Stanislas Roux-Vaillard（Partner、Hogan Lovells Paris、フランス弁護士）

Ms. Natalia Gulyaeva（Partner、Hogan Lovells Moscow、ロシア弁護士）

Dr. Frederick Ch'en（Partner、Hogan Lovells Tokyo、連合王国弁護士、

カリフォルニア州弁護士及び米国特許弁護士）

4) 内容

（1）証拠収集メカニズムに関するドイツ、オランダ、フランス、英国、ロシアでの最近の動向、実務的な戦略、各国間の比較）

①ドイツにおける証拠収集メカニズム

【講演者】Andreas von Falck 博士

<主なトピックス>

- ・ドイツにおける証拠保全種類。
- ・秘密保持は維持される。
- ・第三者にも命じられる。
- ・証拠保全命令は「事実を明確にし訴訟を回避することが目的」なので、差止命令よりも遥かに容易に発令される。
- ・外国裁判所での利用目的でも可能。
- ・ドイツにおける証拠保全の事例紹介。



②オランダにおける証拠収集メカニズム

【講演者】 Bert Oosting 氏

<主なトピックス>

- ・証拠差し押さえは、特許訴訟で年間平均 5 件～10 件。
- ・クロスボーダーの証拠保全および開示手続（オランダ国内に特許や訴訟がなくても、海外での訴訟への使用目的で証拠保全が可能。所定要件の下で開示手続きは別途必要。）。
- ・事例の紹介。



③フランスにおける証拠収集メカニズム

【講演者】 Stanislas Roux -Vaillard 氏

<主なトピックス>

- ・パリの裁判所だけで年間 1,000 件以上の一方当事者の申立てによる証拠収集手続が申請されている。
- ・特許侵害に係る差押えは侵害の証拠収集のひとつである。
- ・差押えの要件、決定手続き、対象や場所などの範囲について。
- ・差押えに参加する者（執行官、専門家、警官及び有用な技術を持つ者）。
- ・秘密保持に関する問題と影響。
- ・差押えと営業秘密について。



④英国における証拠収集

【講演者】 Frederick Ch'en 博士

＜主なトピックス＞

- ・ 証拠開示の範囲（英国での証拠開示は、米国（広範な開示）とドイツ（より限定的な開示）の証拠開示手続の中間の位置付。）。
- ・ 双方の主張の根拠となる資料の収集に合理的な努力を払う。
- ・ 開示要否の判断は双方の必要性を比較衡量して判断する。
- ・ 搜索および差押命令。
- ・ 資産凍結命令について。
- ・ 事例紹介。

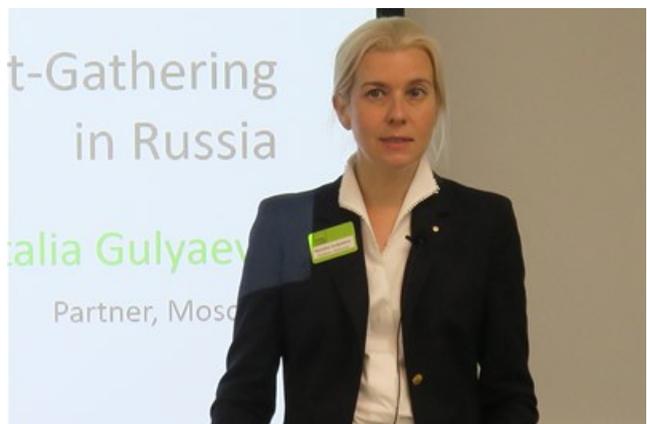


⑤ロシアにおける証拠収集

【講演者】 Natalia Gulyaeva 氏

＜主なトピックス＞

- ・ 証拠収集（インターネット上のスクリーンショットや情報の提供が証拠として許容される）。
- ・ 2018年、ロシアの商事裁判所は、101件の証拠開示請求を審理し、そのうち36件（約35.64%）について開示命令を下した。
- ・ 関連する他の裁判所での主張が estoppel になる場合もあるので注意が必要。



(2) 暫定的差止命令および終局的差止命令に関するドイツ、オランダ、フランス、英国、ロシアでの最近の動向、実務的な戦略、各国間の比較ドイツ

①ドイツにおける暫定的・終局的差止命令

【講演者】 Andreas von Falck 博士

<主なトピックス>

- ・暫定的および終局的差止命令に関する説明
(暫定的差し止め命令は「緊急を要する」場合にのみ認められる。)
- ・終局的差止命令は比例原則に基づく救済措置を除き裁判官に裁量権がない。
- ・終局的差止命令の例外は、有効性への重大な疑念と回復不可能な損害の存在。
- ・強制実施権、クロスボーダーの事例紹介。
- ・暫定的差止命令の請求を含む事件数は、2011年の調査では特許事件の10%(80件)だったが、現在はもっと少ないと思われる。



②オランダにおける暫定的・終局的差止命令

【講演者】 Bert Oosting 氏

<主なトピックス>

- ・年間平均で 25 件～35 件の第一審特許訴訟が提起され、10 件～15 件の暫定的差止命令が請求されている。
- ・暫定的差止命令と終局的差止命令の違いについて。
- ・暫定的クロスボーダー差止命令（域外適用仮差止命令）。



③フランスにおける暫定的・終局的差止命令

【講演者】 Stanislas Roux -Vaillard 氏

＜主なトピックス＞

- ・年間約 350 件の新たな特許侵害訴訟が提起され、約 150 件の終局的差止命令が出されているが、暫定的差止命令は約 10 件に留まっている。
- ・暫定的差止命令の要件。
- ・最近の傾向として、特許権者寄りの決定が多くなっている（過去 1 年間に暫定的差止命令が 6 件認められ、他に暫定的損害賠償や製品の回収、差押えも認められている。）
- ・終局的差止命令は、侵害が認定されると、申立ては略自動的に認められる。
- ・営業秘密侵害事件における差止命令は、特許と同様の要件で認められる。



④英国における暫定的・終局的差止命令

【講演者】 Frederick Ch'en 博士

＜主なトピックス＞

- ・特許の有効性と侵害性を争う事件の約 20 件（全体の 10~20%）が、特許裁判所または知的財産裁判所で審理されている。
- ・暫定的差止命令の要件について、判例と共に説明。
- ・終局的差止命令は以前は自動的に適用されていたが、2014 年の最高裁判決により、他の代替救済（金銭的救済など）を認める裁量が裁判所により行使される可能性がある。

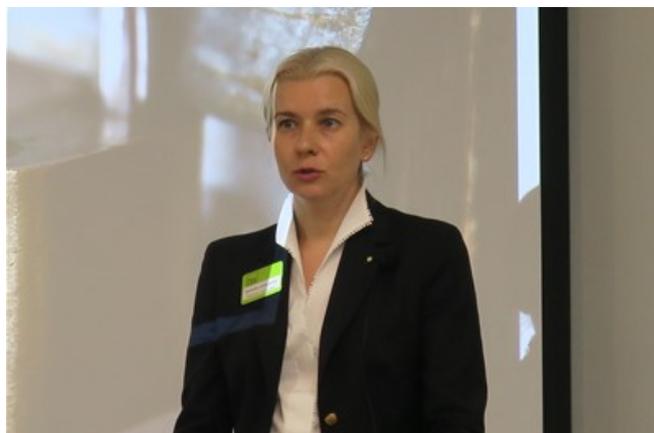


⑤ロシアにおける暫定的・終局的差止命

【講演者】 Natalia Gulyaeva 氏

＜主なトピックス＞

- ・暫定的差止命令（債権や所有権の保全を目的とした緊急の仮措置）。
- ・暫定的差止命令の申立ては、審尋などの当事者への関与なく、1～2日以内に審理される。
- ・暫定的差止命令の種類（財産の差押え、一定の行為の禁止など）。
- ・医薬品特許侵害訴訟では、暫定的差止命令は認められにくい為、「特許侵害のおそれ」に基づく請求を提起。



(3) Q&A



本セミナーは、企業知財部や特許事務所にご勤務の方で欧州及びロシアの知財実務に携わっておられる方々にとって、非常に有意義な内容となった。

以上